

掛川市条例第10号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康福祉部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保健医療に関すること。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) こども希望部</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康福祉部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉<u>(児童福祉及び子育て支援を除く。)</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保健医療<u>(子ども医療を除く。)</u>に関すること。</p> <p><u>4 こども希望部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(2) 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 子ども医療に関すること。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(掛川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

2 掛川市子ども・子育て会議条例（平成25年掛川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第8条 会議の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 会議の庶務は、 <u>こども希望部</u> において処理する。

(掛川市保育の実施に関する条例の一部改正)

3 掛川市保育の実施に関する条例（平成17年掛川市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(保育の実施基準) 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	(保育の実施基準) 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1)～(6) (略) (7) <u>教育委員会</u> が前各号に類すると認める状態にあること。 (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	(1)～(6) (略) (7) <u>市長</u> が前各号に類すると認める状態にあること。 (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。
--	--

(掛川市立保育所条例の一部改正)

4 掛川市立保育所条例（平成17年掛川市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	(委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。